新党改革

主たる事務所の所在地　東京都港区赤坂二―八―一五　東京都千代田区平河町二―一六―五

会計監査を行うべき者

氏名　大山　哲　石月　良典

住所　神奈川県横浜市栄区犬山町六〇―一八

生年月日　昭和二十一年四月二十日

選任年月日　平成二十二年四月二十三日

支部の数　九　七

うち法第十四条第二項に規定する支部の数　九　七

○総務省告示第三百八十四号

政党助成法（平成六年法律第五号）第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があったので、同法第六条第二項において準用する同法第五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年十月二十一日

総務大臣　片山　善博

政党の名称	異動事項	旧	新
民主党	支部の数	六一一	六一二
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	六一一	六一二

届出年月日　平成二十二年八月六日

○総務省告示第三百八十五号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出及び同法第六条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出について、国民新党及び民主党から訂正の届出があったので、平成二十一年総務省告示第五百三十三号（政党助成法第六条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）及び平成二十二年総務省告示第八十七号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十二年十月二十一日

総務大臣　片山　善博

平成二十一年総務省告示第五百三十三号（政党助成法第六条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の六民主党の部(七)所属国会議員中「斉木　武志」を「**斎**木　武志」に、「斉藤　進」を「**斎**藤　進」に改め、平成二十二年総務省告示第八十七号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の三国民新党の部(九)支部の数中「七八」を「七九」に、七民主党の部(七)所属国会議員中「斉木　武志」を「**斎**木　武志」に、民主党の部(九)支部の数中「六一二」を「六一一」に改める。

○総務省告示第三百八十六号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年十月二十一日

総務大臣　片山　善博

政党の名称	異動事項	旧	新
民主党	支部の数	六八三	六一一
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	六八三	六一一

届出年月日　平成二十二年八月六日

備考　平成二十二年八月六日に、民主党から、法第五条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出について、支部の数及び法第十四条第二項に規定する支部の数の訂正があり、平成二十二年総務省告示第三百八十五号（政党助成法第五条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出があったので公表する件及び同法第六条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件の一部を訂正する件）において告示されたことから、平成二十二年総務省告示第八十七号（政党助成法第五条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出があったので公表する件）において告示した民主党の支部の数及び法第十四条第二項に規定する支部の数からそれぞれ一減少した数となっている。

所属国会議員の住所	氏名
埼玉県北本市北本三―一六〇―一	大島　敦
愛知県稲沢市日下部北町四―二―一	岡本　充功
北海道札幌市豊平区福住三条一二―八―	工藤　仁美
静岡県浜松市北区三方原町一一六―五	斎木　武志
埼玉県さいたま市南区根岸四―一五―四	高山　智司
静岡県藤枝市青木一―一三―一八	津川　祥吾
岡山県笠岡市五番町六―二二	花咲　宏基
福井県越前市村国三―四七―	松宮　勲
東京都板橋区徳丸五―三―五	渡辺浩一郎
大阪府大阪市福島区福島五―六―三八	尾立　源幸
神奈川県横浜市港北区篠原町二五七二―	金子　洋一
千葉県浦安市美浜四―一二―四	長浜　博行
神奈川県横浜市中区矢口台七〇―五	牧山　弘恵（牧山ひろえ）
東京都千代田区麹町四―七	吉川　沙織

所属国会議員（所属国会議員でなくなった）	氏名
埼玉県上尾市本町三―七―三	埼玉県北本市北本三―一六〇―一
愛知県稲沢市小池二―六―一八	愛知県稲沢市日下部北町四―二―一
北海道札幌市中央区北二条西一四―一―	北海道札幌市豊平区福住三条一二―八―
静岡県浜松市西区桜台二―一八―三三	静岡県浜松市北区三方原町一一六―五
東京都文京区春日二―二三―六	埼玉県さいたま市南区根岸四―一五―四
静岡県藤枝市青木三―一三―二二	静岡県藤枝市青木一―一三―一八
岡山県笠岡市美の浜三〇―一八	岡山県笠岡市五番町六―二二
福井県越前市村国三―一五―	福井県越前市村国三―四七―
東京都文京区本駒込四―三七―七	東京都板橋区徳丸五―三―五
東京都千代田区麹町四―七	大阪府大阪市福島区福島五―六―三八
神奈川県横浜市西区南幸二―二〇―	神奈川県横浜市港北区篠原町二五七二―
千葉県柏市明原二―九―	千葉県浦安市美浜四―一二―四
神奈川県横浜市中区大和町一―一九―二	神奈川県横浜市中区矢口台七〇―五
東京都中野区本町六―一四―八	東京都千代田区麹町四―七

所属国会議員（所属国会議員でなくなった）	氏名
四四三	中山　恭子
四四三	辻元　清美

支部の数	四四一
うち法第十四条第二項に規定する支部の数	四四一

平成二十二年八月十日

平成二十二年八月十二日

自由民主党

公明党

社会民主党